

千葉県経済振興関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の振興及び育成を図るため経済団体等が行う経済振興関係事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該経済団体等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合をいう。
- (2) 商店街協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合をいう。
- (3) 中小商業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する中小企業者をいう。
- (4) 商業団体 商店街振興組合、商店街協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び任意の商業団体で市長が認める者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉県経済振興関係事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉県経済振興関係事業補助金交付決定通知書

(様式第2号)により通知するものとする。

(変更の交付申請等)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市経済振興関係事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更に係る交付を決定し、千葉市経済振興関係事業補助金変更交付決定通知書(様式第3号の2)により通知するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市経済振興関係事業状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市経済振興関係事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市経済振興関係事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市経済振興関係事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市経済振興関係事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市経済振興関係事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市経済振興関係事業補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 千葉県いきいき商店街近代化事業補助金交付要綱は廃止する。
- 3 千葉県商店街共同施設事業補助金交付要綱は廃止する。
- 4 千葉県わくわく商店街活性化推進事業補助金交付要綱は廃止する。
- 5 千葉県商店街販売促進支援事業補助金交付要綱は廃止する。
- 6 千葉県一店逸品創出事業補助金交付要綱は廃止する。
- 7 千葉県商業インキュベート事業補助金交付要綱は廃止する。
- 8 千葉県経済振興事業等補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

事業名	商店街高度化事業	
事業趣旨	地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた上で、地域経済の持続的な発展を図るために実施する商店街の中長期的発展及び自立化の促進に寄与する商店街施設の環境整備事業等に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	商店街振興組合 商店街協同組合	
補助対象事業	1 研修会等設置事業（1～3年度事業）	
補助対象経費	事業趣旨に沿った事業推進体制の確立及び事業運営の円滑化を図るための研修会等を実施する事業。	
補助率	1 / 2 以内（補助期間3年間）	
補助限度額	200千円 / 年（但し、予算の範囲内）	
補助対象経費	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料	
補助率	1 / 2 以内（補助期間3年間）	
補助限度額	200千円 / 年（但し、予算の範囲内）	
補助対象事業	2 基本計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）	
補助対象経費	事業趣旨に沿った基本計画を策定する事業。	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	3,000千円（但し、予算の範囲内）	
補助対象経費	委託料（設計費を含む）	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	3,000千円（但し、予算の範囲内）	
補助対象事業	3 実施計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）	
補助対象経費	事業趣旨に沿った基本計画に基づく実施計画（基本設計を含む）を行う事業。	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	2,000千円（但し、予算の範囲内）	
補助対象経費	委託料（設計費を含む）	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	2,000千円（但し、予算の範囲内）	
補助対象事業	4 環境整備事業	
補助対象経費	事業趣旨に沿った基本計画及び実施計画に基づく商店街施設の建設等を行う事業。	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	200,000千円（但し、予算の範囲内）	
補助対象経費	工事請負費（設計管理費、工事費）	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	200,000千円（但し、予算の範囲内）	

補助対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定企業の利益とみなされるもの。 ・ 環境整備事業の総額が4, 000万円以下のもの。 ・ 道路法、建築基準法及びその他の法令に違反する事業。 ・ 施設建設用地の取得。 ・ その他市長が補助事業として不適当と認めるもの。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付申請には、「定款又は規約」、「役員及び組合員名簿」を添付しなければならない。 ・ 実施計画策定事業に係る申請には、上記のほか、「基本計画」を添付しなければならない。 ・ 環境整備事業に係る申請には、上記のほか、「基本計画」、「実施計画」、「工事請負契約書又は見積書の写し」、「設計図面」、「建築許可書等の写し」を添付しなければならない。 ・ 環境整備事業に着手するときは、千葉県経済振興関係事業着手届（様式第11号）を、事業が完了したときは千葉県経済振興関係事業完了届（様式第12号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。 ・ 国、地方公共団体、その他公的団体等からの補助金等を受ける場合には、これらの補助額等を総額より控除した額を補助対象経費とする。なお、この場合、補助金の交付決定に係る書類及び確定に係る書類の通知を受けたときには、それぞれの写しを市長へ提出しなければならない。 ・ 基本計画は、事業趣旨に沿った環境整備事業を行うに当たり、その事業内容が、地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、商店街において自律的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析を実施した上で、策定しなければならない。なお、本事業で実施する調査は、以下の2つの観点を含まなければならない。ただし、その他の観点を妨げるものではない。 <ul style="list-style-type: none"> 【①ニーズ調査】 地域住民等に対するアンケートやヒアリング等により、地域住民等が商店街に求める機能に対応した事業であることを明確にする調査。 【②マーケティング調査】 地域の人口規模、商業量や地域住民の買い物動向、住民行動範囲のデータ等を活用し、事業内容について、事業規模や利用者数の想定が適切であること及び採算性が適切で自立的な事業継続が可能であること等を明確にする調査。 ・ 環境整備事業における商店街施設の取組み例としては、アンテナショップの設置、インキュベーション施設の整備、コミュニティカフェの整備、多世代交流施設の整備等が想定される。これらはいくま

	<p>でも取組みの例であり、事業趣旨に沿ったものであれば、対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
--	--

事業名	商店街共同施設整備事業												
事業趣旨	商店街の振興または商店街来街者の安全・安心な環境維持のために、商業団体が実施する商店街共同施設整備事業に要する経費について補助金を交付する。												
補助対象者	以下の要件を満たす商業団体。ただし、市長が特に認める商業団体については、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有すること。 ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。 												
補助対象事業 補助対象経費 補助率 補助限度額	商店街共同施設 アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装、駐車場、放送設備、映像設備、その他市長が適当と認める施設をいう。 1 商店街共同施設の設置 <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>工事請負費（設置費）</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>2 / 3 以内</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>20,000千円（但し、予算の範囲内）</td> </tr> </table> 2 商店街共同施設の修繕 <table border="1"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>修繕料</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1 / 2 以内</td> </tr> <tr> <td>補助限度額</td> <td>10,000千円（但し、予算の範囲内）</td> </tr> </table>	補助対象経費	工事請負費（設置費）	補助率	2 / 3 以内	補助限度額	20,000千円（但し、予算の範囲内）	補助対象経費	修繕料	補助率	1 / 2 以内	補助限度額	10,000千円（但し、予算の範囲内）
補助対象経費	工事請負費（設置費）												
補助率	2 / 3 以内												
補助限度額	20,000千円（但し、予算の範囲内）												
補助対象経費	修繕料												
補助率	1 / 2 以内												
補助限度額	10,000千円（但し、予算の範囲内）												
補助対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得及びこれに伴う移転補償。 ・道路法、建築基準法その他法令に違反する施設。 ・市の他の補助金等交付の対象施設。 ・その他市長が補助事業として不適当と認めるもの。 												
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・設置・修繕補助金の交付申請には、「工事請負契約書又は見積書の写し」、「設計図書」、「建築許可書等の写し」、「定款又は規約」、「役員及び組合員名簿」を添付しなければならない。 ・設置・修繕事業に着手するときは、千葉県経済振興関係事業着手届（様式第11号）を、事業が完了したときは千葉県経済振興関係事業完了届（様式第12号）をそれぞれ市長に提出しなければならない。 ・設置・修繕補助金の実績報告には、「事業を実施した位置を示した平面図等」、「事業の実施前及び実施後の状況を示した写真」、「請求書及び領収書（銀行振込受領書）の写し」を添付しなければならない。 												

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・国、地方公共団体、その他公的団体等からの補助金等を受ける場合には、これらの補助額等を総額より控除した額を補助対象経費とする。なお、この場合、補助金の交付決定に係る書類及び確定に係る書類の通知を受けたときには、それぞれの写しを市長へ提出しなければならない。・補助対象経費には、公租公課（印紙税、消費税及び地方消費税等）は含まない。・補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |
|--|---|

事業名	小規模事業者指導事業	
事業趣旨	市内小規模事業者の経営・技術改善を図るため、千葉商工会議所等が実施する小規模事業者への支援事業に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	千葉商工会議所 千葉市土気商工会	
補助対象事業 補助対象経費 補助率 補助限度額	市内小規模事業者に対する経営指導員等の指導・支援及び講演・講習会等各種事業。	
	補助対象経費	人件費、報償費、使用料及び賃借料
	補助率	1 / 2 以内
	補助限度額	予算の範囲内

事業名	商店街共同化推進事業	
事業趣旨	商店街の活性化及び連携強化のため、千葉市商店街連合会が実施する各種事業に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	千葉市商店街連合会	
補助対象事業	市内商店街の統括団体である千葉市商店街連合会が実施する本市商業の振興に寄与すると認められる各種事業。	
補助対象経費	賃金、報償費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	予算の範囲内	

事業名	中心市街地活性化事業	
事業趣旨	中心市街地の活性化のため、千葉商工会議所が実施する各種活性化事業及び組織の運営に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	千葉商工会議所	
補助対象事業 補助対象経費 補助率 補助限度額	千葉商工会議所が実施する、中心市街地の活性化に寄与すると認められる各種活性化事業及び組織運営事業。	
	補助対象経費	人件費、賃金、報償費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
	補助率	1 / 2 以内
	補助限度額	予算の範囲内

事業名	美化・研修活動事業	
事業趣旨	小売業者の経営合理化及び安定化、組織の強化推進を図るため、千葉たばこ商業協同組合千葉支部が実施する美化・研修事業に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	千葉県たばこ商業協同組合 千葉支部 千葉地区	
補助対象事業	千葉たばこ商業協同組合千葉支部が会員の経営合理化等を図るため実施する美化・研修事業。	
補助対象経費	賃金、報償費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	予算の範囲内	

事業名	新港地区連絡協議会活動推進事業	
事業趣旨	新港地区における操業環境、交通問題等の課題を解決し、産業集積と既存産業の活性化を図るため、新港地区連絡協議会の活動に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	新港地区連絡協議会	
補助対象事業	地区内の課題解決に向けた取組や連携に関する事業。	
補助対象経費	補助対象経費	
補助率	賃金、交通費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、委託料	
補助限度額	補助率	
	補助限度額	
	1 / 2 以内	
	予算の範囲内	

事業名	研修活動事業	
事業趣旨	市内事業者における経営合理化及び安定化、組織の強化推進を図るため、千葉市内陸企業連合会が実施する研修活動事業に対し、補助金を交付する。	
補助対象者	千葉市内陸企業連合会	
補助対象事業	千葉市内陸企業連合会が会員の経営合理化等を図るため実施する研修活動事業。	
補助対象経費	報償費、使用料及び賃借料	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	予算の範囲内	

事業名	商学連携型商品開発事業	
事業趣旨	商業団体等が、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発等を、大学、専門学校等と商学連携により行い、物語性のある商品・サービスを提供することで、販路・売上拡大を図る。	
補助対象者	以下の要件を満たす商業団体等。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所を有すること。 ・任意の商業団体は、補助事業に参画する会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有していること。 ただし、市長が特に認める商業団体については、この限りでない。	
補助対象事業	商業団体等が実施する、本市にゆかりのある食品を活用した商品開発又は既存商品の改良にかかる事業。	
補助要件	補助要件	補助対象者が、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校又は第124条に規定する専修学校（但し、高等課程又は専門課程を置いているものに限る。）と連携して事業を行う場合に限る。
補助対象経費	補助対象経費	報償費、原材料費、広報費、会議費、消耗品費、委託費、その他の市長が必要と認める経費
補助率	補助率	1 / 2 以内
補助限度額	補助限度額	200千円（但し、予算の範囲内）
	採択方法	別に市長が定める資料を提出するものとする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請には、「定款又は規約」、「役員及び組合員名簿」を添付すること。 	

事業名	貿易振興推進事業	
事業趣旨	貿易の振興を図るため、千葉市貿易振興会の活動に要する経費について補助金を交付する。	
補助対象者	千葉市貿易振興会	
補助対象事業	市内貿易事業者の振興に寄与する事業。	
補助対象経費	補助対象経費	
補助率	1 / 2 以内	
補助限度額	補助限度額	
	人件費、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場費、会議費	
	予算の範囲内	